

# 徳島県公共事業評価委員会の 審議対象事業についての意見

平成18年2月16日

# 目 次

## ○徳島県公共事業評価委員会の審議対象事業についての意見

### 平成17年度対象事業

	p g 番号
・ 県土整備部関係（再評価）	----- 1
道路特殊改良1種事業	1事業
緊急地方道路整備事業	4事業
紀伊水道高潮対策事業	1事業
総合流域防災事業(浄化)	1事業
総合流域防災事業	2事業
地すべり対策事業	1事業
海岸保全施設整備事業	1事業
・ 農林水産部関係（再評価）	----- 2
経営体育成基盤整備事業	3事業
一般農道整備事業	1事業
農免農道整備事業	2事業
地すべり対策事業	1事業
地盤沈下対策事業	1事業
中山間地域総合農地防災事業	1事業
ため池等整備事業	1事業
林道開設事業	1事業
林道開設事業(市町村事業)	1事業

## ○参考資料

## 徳島県公共事業評価委員会の審議対象事業についての意見

### 平成17年度再評価対象事業（県土整備部所管事業）

事業名・箇所名	委員会の意見
道路特殊改良1種事業 ・一般国道492号 (知野拡幅)	継続することが適切である。
緊急地方道路整備事業 ・石井神山線 (本名～宮分工区)	継続することが適切である。
・神山鮎喰線 (養瀬工区)	継続することが適切である。
・徳島上那賀線 (福川～藤川工区)	継続することが適切である。
・阿南小松島線 (楠根工区)	継続することが適切である。  なお、道路事業において、評価を行った「各指標毎の表現」が、より分かりやすくなるように検討して頂きたい。
紀伊水道高潮対策事業 ・苅屋川	継続することが適切である。
総合流域防災事業(浄化) ・正法寺川	継続することが適切である。  なお、事業効果の発現を、より市民に分かりやすく説明することが重要であり、県民への広報に力を入れて頂きたい。特に、事業効果の発現において、河川浄化施策が重要であることを、より分かりやすく示す工夫について検討頂きたい。
総合流域防災事業 ・明神川 ・苅屋川	継続することが適切である。 継続することが適切である。
地すべり対策事業 ・落合	継続することが適切である。
海岸保全施設整備事業 ・徳島小松島港海岸 (津田地区)	継続することが適切である。

# 徳島県公共事業評価委員会の審議対象事業についての意見

## 平成17年度再評価対象事業（農林水産部所管事業）

事業名・箇所名	委員会の意見
経営体育成基盤整備事業 ・長生西部地区	継続することが適切である。 なお、事業の早期完了に努めること。
・内ノ御田地区	中止することが適切である。
・福井川地区	継続することが適切である。
一般農道整備事業 ・上八多地区	継続することが適切である。
農免農道整備事業 ・中島地区	継続することが適切である。
・川内地区	中止することが適切である。
地すべり対策事業 ・穴吹北地区	全体計画を見直し、継続することが適切である。
地盤沈下対策事業 ・大麻地区	継続することが適切である。 なお、排水機場の用地取得に一層努力すること。
中山間地域総合農地防災事業 ・加茂地区	継続することが適切である。
ため池等整備事業 ・佐尾の大池地区	中止することが適切である。
林道開設事業 ・広岡池ヶ谷線	継続することが適切である。

## 徳島県公共事業評価委員会の審議対象事業についての意見

平成17年度再評価対象事業（つるぎ町）

事業名・箇所名	委員会の意見
林道開設事業 ともうち ・友 内線	全体計画を見直し、継続することが適切である。